

前田玄以発給文書集成 (三)

伊藤真昭

本稿は、豊臣政権のなかで、所司代として公家・門跡・寺社・町を管轄した前田玄以（一五三九～

一六〇二）の発給文書を管見の限り収集し、判明する限り年代順に配列したものである。彼はいわゆる「五奉行」として、他の奉行人とともに連署状も発給しているが、ここでは単独で発給されたものに限定した。

（一）は天正十二年（一五八四）二月の民部卿法印に叙せられる以前、（二）は天正二十年（文禄元年）までを『歴史文化研究』第五号・第六号（華頂短期大学、二〇一六・二〇一七）に収録している。今回はそれを引き継ぎ、文禄二年（一五九二）から徳善院僧正に任官する文禄五年（慶長元年・一五九六）五月まで

と、民部卿法印の名乗りで年代を比定できなかった無年号文書を月日順に収録している。

本稿で扱う期間中に起こった文禄四年七月の秀次事件は、所司代機能にも大きな影響を与えた。それまで管轄していた町が玄以の手を離れて、上京は増田長盛、下京は石田三成が担当することになった。以後玄以は、公家・門跡・寺社を管轄することとなる。

凡例

一文書には通し番号を付け、文書ごとに文書表題・出典・文書本文の順に並べた。原文書以外の写し・記録等による場合は表題に写しと表記した。東京大学

史料編纂所の影写本・写真帳等は原文書と同様に扱った。

一収録にあたり、原文書・影写本・写真帳との照合を行い、本文の照合に用いたものを出典に表記した。照合史料の書誌情報は末尾に五十音順に一括で配列した。

一文書本文の表記は、原則次の基準に拠った。

①字体は原則として常用漢字および通用漢字を用いた。

②官途・名乗・署判・脇付の位置は、適宜統一を行った。宛名の高さは月日との相対的位置に配置した。

③原文書にある花押は（花押）、写本等に書写された花押は（花押影）と表記した。

④無年号文書のうち年代比定可能な文書については、（ ）で推定年を記し、その理由を文書末尾に按文を付し、文頭に○を付して本文と区別した。

⑤適宜行間に以下の注を付した。

i 人名注は（ ）を用いた。

ii 脱字の場合は（○脱）とした。

iii 原文のままでは文意が理解しがたい場合は（マ）とした。

⑥文字を判読しがたく推測した場合は（カ）とした。

⑦史料が前欠の場合は（前欠）、後欠の場合は（後欠）とした。

⑧本文以外の部分等には「」を付し、それぞれ（端裏書）・（異筆）・（ウハ書）等を行間に付した。

226 松田政行宛書下写「角坊文書」

又路錢等之儀、大方算用候て取替可遣候、何篇ニも急罷下候様に可申付候、

面打に醍醐之角坊、名護屋江早々可罷下候旨被仰出候、然者面打候道具・木（彩色）・さいしきの絵具以下持せ候て、早々くたすへく候、関白様御朱印にてつき夫を以、可罷下候旨、御意候、夜半日ニつき急可罷下候旨可申付候也、

卯月七日（寛保二年）

玄以（花押影）

松田勝右衛門殿（実行）

○名護屋下向の内容と228号文書から文禄二年とする。

227 駒井重勝宛書状「益田孝氏所蔵文書」

「（墨引）

民部卿法印

駒井中務少輔殿（重勝）

玄以「

一 昨日廿三日唐之勅使ニ被成御対面候、大閣様御装束被成候ニ付、公家・諸大夫・平侍衆悉それくの装束にてにきく敷候様体にて三献被下、其後黄金之御座敷にて御食・御茶被下候事、
一金之御座敷にてハゆるく」と以筆談大唐之様体申上、

又日本之様子被仰聞候、一段筆かろに申上候て、御意に入申候、勅使も致満足体ニ御座候つる事、

一 日本之儀、当 関白殿（重臣秀次）へ被成御讓候之旨、今度自

大明申越候御無事之趣被成御尋、以其上被得 勅定候て、御返事可被成とて唐之勅使被留置候、其内ニ高麗もくそ判官城をせめさせられ、落居次第御仕置之城共可被仰付之旨候事、

一 御無事急度相調候ハぬ以前者如何様之御行も御沙汰候へと、双方申合候ニより如此候、

一 増田・石田（長盛）・大谷（吉徳）・小西（行長）、右如申候、高麗之御仕置

被仰付、昨朝はや高麗江渡り申候事、

一 越後宰相・津少将（上杉景勝）・北庄侍従（織田信包）・佐竹侍従（秀勝）・溝口伯耆（頼勝）・村上周防、此衆可渡海仕之旨、昨日被仰出候、

高麗ノ御仕置被成御急候故にて御座候、

一 黒田勘解由高麗之御仕置之儀、可得御意とて去廿一日ニ名護屋へ罷越候へハ、もくそ城なと取巻、其外

御仕置之儀被 仰付候ニ、其段迄者急度申付候ハて罷越候義曲事と被仰出、御対面もなく追返させられ候、とかく皆々高麗へ渡り申候衆、去年以来ひとり

く我々か存分計申候て談合^ニも不越、今以心く

にて諸事何日も不行之由申候、さ様之子細にて今度

黒勘も罷越、結句しかられ申候て帰申候、か様之始

末共筆舌^{ニハ}、言上仕かたき事共候間、不申上候、

一 大明^江可被遣と 御意候御書之案文兩通進上候、被

成御披見候て

禁中^江も上させられ候へと御誼^ニ候、

一 長谷川藤五郎煩相果申候、跡目之儀先々彼家老之老

共として当 御軍役をは可相勤之旨御意候、木村

常州^{重忠}、藤五郎と此中も陣中一所之由、諸事相談仕候

へとの仰にて御座候、畢竟之儀者加竹老年に候共、

藤五郎息成人仕候間者罷出御奉公も申候ハ、其分

に可被仰付と御意候、加竹達而宿老之儀迷惑と申候

ハ、過分之 御軍役之跡にて候間、誰にても被成

御計可被仰付之旨、昨日悉以拙者被 仰出候事、

右之外珍敷儀無御座候、猶追而可申上候旨可預御披

露候、恐々謹言、

(文禄二年) 五月廿五日 玄以 (花押)

駒井中務少輔殿

○明勅使の内容から文禄二年とする。

228 角坊宛書下写「角坊文書」

今度 大閣様名護屋^江被召下面共被仰付候処、打様無

比類被思食、向後可為天下一之旨、被成 御朱印候、

就而者可在京仕候由被仰出候、可成其意候也、

文禄二

六月二日

玄以 (花押影)

日野

角坊

229 上賀茂社家中宛書状(折紙)『賀茂別雷神社文書』 372

(豊臣秀吉) 大閣様へ為御音信、御帷子廿即令披露候之处、御祝著

之旨被成御朱印候、次我等へ帷子三、遠路喜悅之至候、

近日可令帰洛候之間、旁期其節候、尚岡本監物可被申

候、恐々謹言、

民部卿法印

(文禄二年) 六月十日 玄以 (花押)

上賀茂

社家中

○参考文書から文禄二年とする。

(参考) 梅軒宗句書状(折紙)「座田文書」三

為御見廻、此御方御下向即、

大閣様^江の緒帷子御披露候て、一段仕合よく被成御朱印候、将又民部法印も返事候、私^江青銅式拾疋御懇慮不申得候、将又自大明国為御侘言、勅使兩人去月十五日^ニ名護屋^ニ至て參着、同廿三日被成御対面候、御無事可相調体候、又法印頓而御暇可出之由候間、万々供仕、帰京候て可申入候、委岡本監物殿^江申候、恐々謹言、

梅軒

(文禄二年) 六月十日 宗句(花押)

岡本宮内少輔殿

山本丹波守殿

230 松尾社務三位等宛書状(折紙)「東文書」四

大閣様^江自社家中為見廻卷数^并御帷子三令披露候之処、遠路御祝着之間、被成 御朱印候、次我等へ帷子二到来喜悦候、尚期帰洛之節候、恐々謹言、

民部卿法印

(文禄二年) 八月五日 玄以(花押)

松尾

社務三位殿

松室左衛門佐殿

沙汰人善左衛門尉殿

○秀吉が太閤となつてから、玄以が徳善院になる前なので、天正二十年(文禄四年)。この間秀吉が八月に「遠路」にいるのは文禄二年。玄以は八月二十四日に大坂まで戻つた(兼見卿記)。

231 三上三大夫宛書状(折紙)『九条家文書』2007

(包紙ウワ書)

「九条殿様 三上三大夫殿」

先度者御成忝候、仍最前勅使者名護屋へ御下向之砌、為御音問御書、殊生絹御帷子一拝領、遠路御懇慮難申謝存候、旁期祇候可申上候旨、可預御取成候、恐々謹言、

民部卿法印

(文禄二年) 九月廿三日 玄以(花押)

三上三大夫殿

○文禄二年七月に勅使が名護屋に下向する（兼見卿記）。

232 立花宗茂宛書状「立花家文書」474

九月十八日之御状、今日京着拜見本望存候、殊見事之鶴一被懸御意候、遠境御厚情之段不知謝所候、随而其表御普請御在番無御由断被仰付候由、御苦勞之次第奉察存候、御城々無異儀之旨尤存候、自是切々可申入候処、遠路不任心中故、時々御返事ニ罷成迄候、併疎遠之体所存外候、大閣御所（豊臣秀吉）・殿下様御前何れも相易儀無御座候、毎事可御心安候、旁期後音之時候、恐々謹言、

（文禄二年） 民部卿法印
極月八日 玄以花押

（立花宗茂） 羽柴左近侍從殿

御報

○秀吉が太閤となって以後、秀次事件までなので、天正二十年三年。秀吉と秀次が十二月七日にともに上方に居るのは文禄二年。元年は秀吉が名護屋に、三年は秀次が尾張に居る。

233 菊亭晴季他四名宛書状写

『中山家記』文禄三年二月十二日条

今度吉野之御花見可被供奉旨被仰出候間、可有其御心得候、三月朔日・二日・三日之内、大坂迄夕、セラレ候ハントノ儀ニ候、御公家衆ニ、此五人之外ハ不被仰出候、今度之御供ハ事之外御重恩ニ被仰出候間、内々可被成其御心得候、明日伏見マテ可為御成旨候、万々罷上候刻可申述候、恐々謹言、

（文禄三年） 二月十二日 以判

（晴季） 菊亭殿

（晴意） 勧修寺殿

（親傳） 中山殿

（輝賢） 日野殿

（雅勝） 飛鳥井中将殿

234 松尾三位宛書状写「松尾神社文書」三

芳墨致拜見候、仍 大閣御所芳野御成ニ付て、御礼等之時宜、御意通委細令存知候、一中罷下砌可得御意候、恐々謹言、

(文祿三年)
二月廿二日

民部卿法印

玄以 (花押影)

松尾三位殿

○吉野の花見は文祿三年二月。

235 駒井重勝宛書立写『駒井日記』

文祿三年三月十一日条

民法存^ニ而尾州^江罷下陰陽之書立、從民法来写、

一百九人 京分

一拾人 堺南北分

一八人 大坂分

合百貳拾七人

236 駒井重勝宛書状写『駒井日記』文祿三年四月一日条

一清須町之儀、^(豊臣秀吉)大閤様^江被申上、民部法印書中

一清須町人之事^ニ御帳面之趣申上候得者、被仰付様

尤^与御錠候、然者七百六拾余人之儀、早々本郷在々

所々^江御返し被成、清須町をかたつけさせられ、

町之跡少々耕作被仰候様^ニと 御錠候、此等之旨

可被仰上候、御帳則返進申候、明日者弥可被成
御上洛候、恐々謹言、

(文祿三年)
三月廿九日 民部法印

駒井中務殿

御宿所

237 伊達政宗宛書状『伊達家文書』 654

如仰其後無音、所存之外候、仍明後五日御茶可被下之
由、先以御懇慮畏入候、雖然五日^ニハ御城御女中衆御
振舞之儀被仰出、公私御用等取紛事候之間、追而可致
参入候、誠思召寄度々承候^ニ不参候事、御残多と不及
是非候、恐々謹言、

民部卿法印

(文祿三年)
卯月三日 玄以 (花押)

羽柴伊達侍從殿

御返報

238 駒井重勝宛書付写『駒井日記』文祿三年四月七日条

(豊臣秀吉)
一大閤様為 御錠、民部法印、拙者方迄書付被申上、

(前田利家) 加賀宰相 中納言

(前田利政) 能登侍従 四位

佐竹侍従 (義直) 四位

安房侍従 (重良義勝) 四位

村井吉兵衛 諸大夫

真田安房守 (貞忠) 諸大夫

右之官位ニ被仰付度と 大閤様被思召候、 関白様 (豊後 江)

申上、於御同心者、經 叡慮候へと被 仰出候、已上、

(文祿三年) 四月七日 民部法印判

駒井中務殿 (重勝)

239 諸寺中宛条々写『本能寺史料』中世篇 212

条々

一其宗体々の学問を嗜、勤行等弥不可有懈怠事、

一女犯・肉食之儀、元来法度儀、雖為勿論、猶以其住

持・長老より弟子・同宿堅被相改、猥無之様ニ可被

申付、弟子・同宿衆者、又住持・長老之行儀を相改、

互無油断、毎月一札仕、仏祖・開山之前ニ可被備、

其外年中ニ一度起請を書、奉行可被上候事、

一行儀不可然体と相見之候出家ハ堅遂穿鑿、寺を可令

追放、さ様之段油断候て其寺中ニ雖為一人、乱行之

僧於在之者、惣衆中共以可為曲言事、

右被仰出旨趣無油断可被相守、異他王城之諸寺、都

鄙物詣之面々、上下万民ニ至迄殊勝ニ存、感涙をも

よほし、諸檀那令帰復、(貞) 仏法繁昌ニ候様ニ可被相

嗜者也、

文祿三年四月日

民部卿法印

玄以

諸寺中

240 諸寺中宛条々写「妙心寺文書」七

条々

一其宗体々の学問を嗜、勤行等弥不可有懈怠事、

一女犯・肉食之儀、元来法度儀、雖為勿論、猶以其住

持・長老より弟子・同宿堅被相改、猥無之様ニ可被

申付、弟子・同宿衆者、又住持・長老之行儀を相改、

互無由断、毎月一札を仕、仏祖・開山之前ニ可被備、

其外年中^二一度起請を書、奉行へ可被上候事、

一行儀不可然体と相見之候出家ハ堅遂穿鑿、寺を可令
追放、さ様之段由断候て其寺中^二雖為一人、乱行之
僧於在之者、惣衆中共以可為曲言事、

右被 仰出旨趣無由断可被相守、異他王城之諸寺、

都鄙物詣之面々、上下万民^二至迄殊勝^二存、感涙を
もよほし、諸旦那令帰復⁽⁶⁾、仏法繁昌^三候様^二可被相
嗜者也、

文祿三年四月日

民部卿法印

玄以

諸寺中

〔参考〕『大徳寺文書』

3247

条々

一 宗体々々之学文ヲ嗜、勤行等弥不可有懈怠、

一 女犯肉食之儀、元来法度之儀、雖為勿論、猶以其住

持・長老ヨリ弟子・同宿堅相改、猥無之様可申付候、

弟子同宿衆者又住持・長老之儀ヲ相互無油断毎月一

札仕、可備仏祖・開山前事、

一行儀不可然体相見候出家者、堅遂穿鑿可申上事、

右三ヶ条之旨堅可相守候、若於違犯者、歴代祖
師、殊蒙^(宗峰妙超)開山国師御罰、可被処罪過者也、仍
起請文如件、

其年七月朔日

徳善院

御奉行中

大徳寺

241 治部卿長盛宛書状 (折紙)

〔東寺塔供養舞樂曼荼羅供自記裏文書〕

東寺塔供養導師之儀御沙汰之由候、就其東寺長者之事
承候、去年以来大覚寺殿より被仰事候、様体東寺衆へ^(空性)
も相尋、隨其可申上候、恐々謹言、

民部卿法印

七月四日^(文祿三年)

玄以 (花押)

治部卿殿^(長盛)

○治部卿長盛は三寶院門跡の雜掌。

242 三宝院雜掌宛書状

〔東寺塔供養舞樂曼荼羅供自記裏文書〕

東寺長者之儀^二付て御書之趣令拜見候、様子承合可隨其候、委細治部卿可被申入候、かしく、

七月六日

民部卿法印

三宝院殿

亥以

御雜掌

○花押はないが、本文の筆跡は原文書と酷似している。

243 木食応其宛書状写『醍醐寺文書』 513

〔端裏書〕

「文祿三年^{甲午}七十五東寺塔供養導師之事、所司代民部卿法印亥以状也、」

東寺塔供養導師之儀、伝奏衆被伺

叡慮候之処、三宝院殿可有御執行之旨候之間、其通可

有申沙汰候、恐々謹言、

民部卿法印

七月十五日

亥以判

大仏

木食上人

玉床下

244 某宛書状『醍醐寺文書』 4077

〔端裏書〕

「文祿三年^{甲午}東寺塔供養導師并長者事、所司代民部卿法印亥以状也」

いづれもくしよさい御入候ましく候、

一とう寺たうくようの事、大覚寺とのよりも、おほせ

事候つれ共、はや三ほうゐんにて御さ候やうにと

りんしきと申さため候事、

一とうしちやうしやの事ハ、こそより大かく寺とのよ

り御申候へとも、やうたいよくわかミしはしと申候

ま、たつね候てと申のへをき候、此うへもやうた

いよくき、候て、それニしたかい候へく候、

三ほうゐんとの御のそミの事ハ、このこ、ろうけて

候事候、かしく、

〔裏紙奥捻封ウハ書〕

「〔墨引〕たかまにてき、候、かしく、ほうゐん

「みんぷ」

○月日不明であるが、前号文書にかけてここにおく。

245 野法界寺角坊宛書下写「角坊文書」

其方屋敷之内植木^并竹木伐ほり候事、一切不可有之候、若押而ほり候ハんと申仁於有之者、急度此方^江可被申越候也、

文禄三

九月廿一日

玄以（花押影）

日野法界寺

角坊

246 上賀茂惣中宛書下（切紙）「賀茂別雷神社文書」 M 87

聚楽^{（雷臣秀吉）} 大閣様御座所御普請^ニ召遣候用候、当郷之者

清左衛門尉申次第明日より可罷出候也、

二月廿七日（黒印）
（文禄四年）

上賀茂

惣中

○250号文書との関連で文禄四年とする。

247 中大路甚介宛書下「大阪城天守閣所蔵文書」

一御ひろいさまへ去年御移徙為御祝儀、太刀折紙・御

馬代銀子三枚歟、

一大閣様^{（雷臣秀吉）}八年頭之御礼として太刀折紙・御馬代銀子三枚歟、

一枚歟、

一御ひろいさま八年頭之御祝儀、太刀折紙・馬代三貫

か、

一御ひろいさまの御袋さまへ、^{（箱籠）}し、ら十端か五端か、

但女房し、らたるへし、

一我等宿へ直^ニ可有御供候、御礼ハ巳刻と午刻との間

たるへし、其御心得候て彼方^此へならせられ、着候

様^ニ可被申上候、以上、

三月朔日
（文禄四年）

玄以（花押）

中大路甚介殿 民部法印

参

248 賀茂惣中宛書下（切紙）「賀茂別雷神社文書」 M 83

し^{（聚楽）}ゆらく御座所御蔵立候手伝として人足五十人当郷に

て申付、明日早天より五日之間可出候也、

文四

三月廿二日（黒印）

賀茂惣中

249 中大路甚介宛書下（切紙）「賀茂別雷神社文書」M 74

しゆらく御座所御藏之用候、すさわら八丸小野にて申

付、明日勝右衛門尉（谷田政行）可相渡候也、

三月廿八日（花押）
（文祿四年）

甚介殿
（中大路）

○前号文書との関連で文祿四年とする。

250 賀茂惣中宛書下（切紙）「賀茂別雷神社文書」M 84

しゆらく御座所御藏立候手伝として人足百人当郷にて

明日未明（文祿四年）可出候、不可在由断候也、

三月晦日（黒印）

賀茂惣中

○前々号文書との関連で文祿四年とする。

251 駒井重勝宛書状写「駒井日記」文祿四年四月一日条

一伏見向嶋桜木之儀（付而）、民法今先刻返事

一伏見向嶋桜植木之かこひととして、京之惣廻土居之

枯竹被為伐旨、令存知候、何も境を極、其勝手之

所（ハ）預ケ置せら候間、檢使を出、伐せ運上可申

候哉、但以上使可被仰付候哉、御誂次第之旨、可

預御取成候、恐々謹言、

四月朔日
（文祿四年） 民部卿法印

駒井中務少輔殿
（重勝）

御返報

252 駒井重勝宛書状写「駒井日記」文祿四年四月二日条

一京之惣廻土居之枯竹之儀、檢使可申付旨、先以令存

知候、はや以 上使竹数よませられ候ハ、從 上

様上使をも一人被仰付候様（可）有之候哉、一本も違

候而者大事之儀（存）候、晩からも明朝からも貴殿よ

り御案内次第、拙者ものをハ出可申候、恐々謹言、

四月二日
（文祿四年） 民部卿法印

駒井中務少輔殿
（重勝）

御返報

253 駒井重勝宛書状写『駒井日記』文祿四年四月三日条

京廻土居之枯竹伐せらるへき^ニ付、御奉行をも被仰付、我等者をも出し申せとの 御意令存知候、明日貴殿へ可進之候間、從 関白様^(豊臣秀次)之御奉行を御引合候而可被下候事、

一 枯竹之事、如承候くさり候て費者令存候、去年も為伐、伏見之御普請方々之御用^ニ遣申候事、

一 今枯竹之御座候分者、如被仰下候伐尽候得者、余數あらはに成申^ニ付、残置申候、それに又枯竹そひ申候分^ニ候、何も伐尽申候而者、植つき可申竹も無御座候而、遠慮仕置申候、

一 今度為伐られ候跡^ニ者、何方^ニ而も辺土をさけずミ程遠御座候とも、召寄植つかせ可申候、殊更当分時分も能御座候間、好候儀と存候事、

一 植申候手伝之儀、我等手前之分^ニ而成不申候ハ、一得 御誼、御手伝可申請候、伏見向嶋桜之かこひに可被成候旨、旁以好之儀^ニ而御座候、枯竹之分^ニ而

足不申候ハ、大津辺^ニもほそき竹者可有御座候、此旨可預御取成候、恐々謹言、

四月三日 民法

駒井中務殿

254 駒井重勝宛書状写『駒井日記』文祿四年四月四日条

枯竹被為伐候奉行事、先書^ニ如申入候、松田勝右衛門可被仰聞候、奉行に出し候仁体松田^ニ申付置候間可申上候、恐々謹言、

四月四日 民部卿法印

駒井中務少輔殿

御返報

255 駒井重勝宛書下写『駒井日記』文祿四年四月四日条

民法より此方便^ニ言伝、

松田方^(致)江之書状昨夕如申遣候、枯竹奉行善兵衛・一瀬・

桑形三人召連、駒中^(駒井重勝)へ申候間、 関白様御上使衆引合

可申候、二日程者其方三人之者を召連、直にありき候而、其後者三人之者可申付候、大事之儀候、無越度

様^二可入情候也、

(文禄四年)

四月四日 民法

(政行)
松田勝右衛門殿

慶寿院

大雄寺

龍光院

256 三十三間堂宛制札写

『駒井日記』文禄四年四月十五日条

民法分三拾三間^二制札之儀、木食を以、(龍王勝次) 関白様分被

仰出候、如何之由申来、則尤之由被仰出、

一此堂におゐて弓を射事、かたく可令停止之旨、被

仰出者也、

文禄四年四月 日 民部卿法印

玄以

右寺院前之馬場掃除^并橋以下之儀、住持在之寺者不及申、雖為空地、為拘之衆可被申付候、同馬場南北^二有之竹木垣等之事、為右寺院被申付可被相守、然者臨川寺・三合院修理用^二可被仕候、此子細者諸寺院零落^二付、(兼行) 往古之道相紛条、任夢窓国師指図旨、改如此者也、

文禄四年 民部卿法印

五月十四日 玄以(花押)

臨川寺

三合院

257 臨川寺・三合院宛書下(折紙)

「天龍寺文書の研究」752

龜溪院

寿寧院

花藏庵

三統院

258 妙蓮寺宛禁制「妙蓮寺文書」一

禁制 妙蓮寺

一於境内竹木草石押取事、

一寄宿之事、付都鄙往来之貴賤

一殺生之事、於諸堂昼夜起臥事、

一樂書之事、

一近所之童子、不寄男女不及案内而入寺内事、
右条々於違背之輩者可被処嚴科者也、

文禄四年五月 日 民部卿法印 (花押)

259 上賀茂惣中宛書下 (切紙) 「賀茂別雷神社文書」 M 82

しゆらく御城中御ひめさま御家こはし候用候、人足卅
人当郷ニて申付、すき・くわ持せ明日夕三日之間月行
事へ可相渡候也、

七月十五日 (黒印)

上賀茂

惣中

○秀次事件後の聚楽第を毀つことと関連するので文禄四年とする。

260 東寺・醍醐寺等宛書状 (折紙) 「東寺文書」 樂

東寺夕一宗中へ可被相触候、已上、

大仏於妙法院殿毎月 大閤様御先祖之御吊として一宗

より百人宛彼寺へ出仕候て被有勤、一飯を可参旨御誂

候、然者今月廿二日より初而執行候、可被成其意候、

百人まで無之寺ハ書付可被申越候、恐々謹言、

九月十日

民部卿法印

玄以 (花押)

東寺

醍醐寺

其外 真言宗中

261 法花宗宛書状 (折紙) 「妙顕寺文書」 六

今度於大仏諸宗法事被仰付候、然者当宗之儀者、日蓮
以来他宗之施を不被請旨理被申候趣、致書上候、就其
被仰出様ハ、雖為祖師法度、自公儀被仰付候儀者格別
之儀ニ候、国家之祈祷等可為同事旨被仰出候条、被成
其意出仕尤候、恐々謹言、

九月廿四日

民部卿法印

玄以 (花押)

法花宗

惣中

262 上賀茂役者中宛書下 (切紙)

「賀茂別雷神社文書」 M 77

京都鳴津屋敷御座所御普請之用候、当郷人足百五十人

明日未明ニ申付可出候也、

(文禄四年)
十一月五日 (黒印)

上賀茂役者中

○文禄四年秀次事件後に島津家の聚楽屋敷を毀つことが『薩藩旧記』にみえる。

263 上賀茂惣中宛書下 (切紙) 「賀茂別雷神社文書」 M 81

しゆらく御藏之瓦、しまつ屋しきへこはしはこはせ候

用候、当郷人足五十人明日分五日之間申付、月行事ニ

可相渡候也、

(文禄四年)
十一月十二日 (黒印)

上賀茂惣中

○文禄四年秀次事件後に島津家の聚楽屋敷を毀つことが『薩藩旧記』にみえる。

264 祇園執行宛書状写 「祇園社記」 雑算第四

大閤様御咳氣弥よく御座候、私ニ為御祈禱、於当社

十二釜にて御湯まいらせられ様ニと 政所様被仰出候、

忽可被申付候、恐々謹言、

(文禄四年)
民部卿法印

十一月十四日 玄以判

祇園

執行坊

参

○秀吉が大閤となつてから、玄以が徳善院になる前なので、天正二十年〜文禄四年。元年は秀吉が名護屋にいるので、文禄二年〜四年。文禄四年十一月八日咳氣のため参内せず伏見に下る(「親綱卿記」)。

265 上賀茂惣中宛書下 (切紙) 「賀茂別雷神社文書」 M 80

聚楽長谷川法眼長くら之瓦おろし候手伝、当郷にて人

足五十人明日分五日之間申付、長谷川清六ニ可相渡候也、

(文禄四年)
十一月廿四日 (黒印)

上賀茂惣中

○島津屋敷同様、聚楽屋敷を毀つことと関連するので文禄四年とする。

266 上賀茂惣中宛書下(切紙)「賀茂別雷神社文書」 M 79

(聚楽) (島津) しゆらくしまつ 屋敷御座所御普請之用候、人足五拾人
当郷ニて申付、明日夕五日之間は(灰) (赤)いふこ(赤)を持せ清六可
相渡候也、

(文禄四年)
十二月十三日(黒印)

上賀茂惣中

○文禄四年秀次事件後に島津家の聚楽屋敷を毀つことが「薩藩日記」
にみえる。

「民部卿法印」年次未詳文書

267 賀茂惣中宛書状(折紙)「座田文書」三

(豊臣秀吉) 為年頭之祝義、関白殿巻数・褶参端令披露候、同巻数・
褶一端給候、珍重此事情、猶使節可被申候、恐々謹言、

民部卿法印

正月朔日 玄以(花押)

賀茂惣中

○豊臣秀吉が関白在任中なので、天正十四年～十九年。

268 上賀茂社家中宛書状(折紙)「賀茂別雷神社文書」 366

(豊臣秀吉) 関白様江為改年之御祝儀、巻数并縮三端即令披露候之処、
御祝著旨被成 御朱印候、次拙者へ巻数并縮一端珍重候、
猶帰京之御可申候、恐々謹言、

正月二日 民部卿法印 玄以(花押)

上賀茂

社家中

○豊臣秀吉が関白在任中、一月二日に京都にいないのは天正十四
～十七年。

269 上賀茂社中宛書状(折紙)「賀茂別雷神社文書」 M 92

為年頭之御祈祷、巻数并縮三端、即令披露候之処、御
祝着之旨、被成御朱印候、私へも縮一端珍重候、尚帰
京之節可申候、恐々謹言、

民部卿法印

正月三日 玄以(花押)

上賀茂社中

○豊臣秀吉が関白在任中、一月三日に京都にいないのは天正十四
～十七年。

270 泉涌寺役者中宛書状（折紙）『泉涌寺文書』 131

社家中

今度 （正親町院） 院御所様御仏事中、当寺諸末寺衆不殘可被相徒、若於油断之仁者、無用捨後日^ニ可被申聞候、恐々謹言、

正月五日
民部卿法印
玄以（花押）

泉涌寺
役者中

○正親町院は文禄二年一月五日に死去。よって「仏事」の文言から文禄三年（一周忌）か文禄四年（二三回忌）。

271 北野社家中宛書状（折紙）『北野神社文書』 219

猶以早四年已前^ニ申触候間、定而可為生長候、松のたけ已下此者^ニ見せらるへく候、

度々以折紙申候松苗事、今月中に植させらるへき旨候、当社^ニ何本ほと在之との義、書付可給候、先年員数者申触候へ共、猶以慥当分可承候、為其申候、不可有由断候、恐々謹言、

正月十四日
民部卿法印
玄以（花押）

北野

272 等持院宛書状（折紙）『等持院文書』

猶以早四年已前^ニ申触候条、定而可為生長候、松のたけ已下此者^ニ見せらるへく候、

度々以折紙申候松苗事、今月中に植させらるへき旨候、当寺^ニ何本程在之との義書付可給候、先年員数者申触候へ共、猶以慥当分可承候、為其申候、不可有由断候、恐々謹言、

正月十四日
民部卿法印
玄以（花押）
等持院

273 曇華院殿雜掌宛書状（折紙）『曇華院文書』

（御考） 当御所さまみなミにしのやふ町に御さた候へのよし、おほせいたされ候あひた、町屋におほせ付られ、地子銭の事ハ御所さまへめしをかるへきよし御意なされ候、その御心へなされ候へく候、かしく、

ミンふほう印

正月十九日

けんい (花押)

とんけりん殿

御雑掌

274 賀茂社家中宛書状 (折紙) 『早稲田大学所蔵文書』 104

当所竹之事、河原長右(定勝)則相極候間、于今不可有違乱候
条、可成其意候、猶替事候ハ、可被申越候也、謹言、

民法

正月廿一日

玄以 (花押)

賀茂

社家中

275 三治院・長瀧寺宛書下「若宮成光氏所蔵文書」 4

白山宮木杉之事、羽柴郡上侍(福柴貞通)従之ニ言上ニ付而、申上候、

被伐採候事御免除之旨被仰出候、自然令違背者在之者、
此方へ可被申越候、猶自侍従殿可被仰達候也、

民部卿法印

正月廿八日

玄以 (花押)

三治院

長瀧寺

276 鳥居小路經孝宛書状「加瀬藤圃氏所蔵文書」

如御書先度者遂拜顔珍重存候、仍従関白殿(豊臣秀次)被仰候源氏
物語、早速被染御筆候段尤存候、御眼病に一入御苦身
共奉察候、猶追而可申上候旨可然候様御取成所仰候、恐々
謹言、

二月廿七日

玄以 (花押)

(切封ウハ書)

「(墨引)

鳥居小路殿(縁孝)

民部卿法印

玄以

○文芸に関心を示していることから、「関白殿」を豊臣秀次に否定
する。さすれば天正二十年〜文禄四年。玄以は文禄二年は名護屋
にいる。

○鳥居小路家は青蓮院門跡の坊官。

277 松尾社家中宛書状 (折紙) 「松尾神社文書」 一

当社山林竹木伐採事、惣別御停止之上、猶以今度御普
請中、為御法度被成御朱印候条、押而於伐採者留置、
此方へ可被申越候、恐々謹言、

民部卿法印

二月廿八日

玄以 (花押)

松尾

社家中

278 広隆寺宛書下 (折紙) 「広隆寺文書」 坤

当寺山林竹木等事、不可伐採之、堅相改可申付之旨、
今度被成

御朱印之条、自然違犯之輩於在之者、急度可被申越候
也、

三月五日

民部卿法印

玄以 (花押)

太秦

広隆寺

279 稲荷社家中宛下知状写 「稲荷神社文書」 乾

稲荷山 并 社廻松可被為植候、幸大仏廻植残候松苗遣進
申候、仍下知如件、

民部卿法印

三月九日

稲荷

社家中

280 神応寺宛書下 (折紙) 「神応寺文書」

当寺之事、八幡禪宗為本寺上、勤行・戒律・法度往古
以來如有来、為貴寺可被申付候、自然背法度寺僧於在
之者、急度可承候、任 御詔可隨其候也、

三月十日

民部卿法印

玄以 (花押)

神応寺

281 酒井忠次宛書状 (折紙) 「田島文書」

御上洛^三付、一昨日御音問、殊塩雁一折五被懸御意候、
過当之至候、其以來無音所存之外候、御在京中相應之
儀可承候、猶追而可申入候、恐々謹言、

三月十三日

民部卿法印

玄以 (花押)

酒井左衛門尉殿 (忠次)

人々御中

282 泉涌寺宛書状 (折紙) 「泉涌寺文書」 132

当寺領被知行仁、寮舎を立可被在寺候、然者昌屋敷之儀、

可為望次第候、若不作寮舎不勤寺役、恣貪常住物、於無沙汰之僧者、任寺法之旨、被擯出其身、彼寺領可被付常住之修理候、恐々謹言、

民部卿法印

三月十四日

玄以(花押)

泉涌寺

○天正十三年十一月に豊臣秀吉は四九四石の朱印状を泉涌寺に発給した。これを受けて泉涌寺は同十二月に塔頭・門徒衆で分配している(「泉涌寺文書」)ため、天正十四年の可能性がある。

283 稲葉方通宛書状(折紙)「大仙寺文書」47

御領内雜木きらせられ候_ニ付て、大仙寺_ニ在之木の事、彼寺之かさりの旨申上候_ニ処、門前共_ニ御用捨候之間、可有其御心得候、恐々謹言、

民部卿法印

三月十五日

玄以(花押)

稲葉右近丞殿

御宿所

284 河村与三右衛門尉他一名宛書下(折紙)

「高台寺文書」一

伏見御作事材木、従大坂召上候船六艘申付、今晚夜船にて可被差下候、然者此者_ニ船可相渡候也、

民法印

三月十六日

玄以(花押)

河村与三右衛門尉殿

木村宗右衛門尉殿

御宿所

○「伏見御作事」とあることから文禄三年か。

285 西洞院時慶宛書状(折紙)「時慶卿記紙背文書」三

如仰近日不申「」、仍 旧院之跡盛_ニ付、一英被送下候趣被思召寄御懇_志□之至候、内々□もひやり申候へ共、無寸暇出京不相叶候つる_ニ処、彼御庭へ参入候心ちにて満足「」「候、寺「」「花袋被懸御意候、御心さし不申得候、次御約束之三五記給候、一覽可仕候、今日各御出にて酒宴候つる「」、恐々謹言、

民法法印

三月十九日

玄以(花押)

西洞院様
貴報

民

四月三日 (花押)
甚介殿

286 右近宛書状 (折紙) 『大覚寺文書』12 諸家書状2

如仰近日ハ不得貴意、所存之外候、近比御成之由、殊御詠哥過分難申謝候、其後取紛申、不致言上迷惑仕候、抑近日御修法之儀、御執行之由、御苦身共^ニ候、相応之儀可被仰下候、内々自其可申上と存候処、御返事^ニ罷也候、□五具拝領、過当^之至候、委曲右京可申上候、恐々謹言、

三月廿六日 民法印
亥以 (花押)

右近殿

287 中大路甚介宛書状 (折紙) 『座田文書』1

をの米はらい座^(小野)七被申候間、はらい候はん事候ハ、よきはらい御入候間、わたさせ可申候、百三十石余入候事候、た、し大門さまあたりまでつけてはらい候事候へく候、さ様^ニ成候はん哉、其方次第^ニ候、かしく、

288 賀茂惣中宛書下 (切紙) 『賀茂別雷神社文書』M75

ふし^(伏見)ミ御かくや^(栗屋)ノぬれ^(蒲緑)ゑんノ竹二百五十本河原長右衛門殿分渡へく候、人足申付ふし^(伏見)ミへ可相届候、以上、
卯月十三日 (黒印)

賀茂惣中

289 佐々孫七宛書状 (形状不明) 『高須元之祐旧蔵文書』

貴殿御知行撰州鳴尾村用水之儀付、前々如有来、被仰付尤存候、自然又、河原林など、口論不仕候様^ニ可有御申付候、石伊州^(石川光重)へも其通申遣候、可被成其意候、恐々謹言、

民部卿法印

卯月十八日 亥以 (花押)

佐々孫七殿

人々御中

290 稻荷村百姓中宛書下 (折紙) 「稻荷神社文書」 乾

当郷御代官此方へ被仰付候条、可成其意候、然者追而可差越下代候間、其以前指出相究可置候、不可有由断候也、

民部卿法印

卯月廿八日

玄以 (花押)

稻荷村

百姓中

291 上杉景勝宛書状 (折紙) 「吉川文書」 29

為端午之御祝儀、帷子三被懸御意候、御懇慮過分至極候、此中不得寸暇無音、所存之外候、旁追而可申述候、恐惶謹言、

民部卿法印

五月三日

玄以 (花押)

越後宰相様

人々御中

○上杉景勝が宰相であるのは天正十六年〜文祿三年。

292 斎藤正印軒宛書状 (折紙) 「中村林一氏所蔵文書」 乾

釣屋^三在之中井睦真事、自前々別而存知之儀候、彼在所貴所御代官之由候、諸事被加詞可給候、尚追而可申候、恐々謹言、

民部卿法印

五月三日

玄以 (花押)

斎藤正印軒

床下

○斎藤正印軒は織田秀信の家臣。

293 瀧川周善軒他二名宛書状 (折紙)

釣屋^三在之中井睦真、自前々別而懸目候事候、其元各御引廻頼入候、恐々謹言、

「中村林一氏所蔵文書」 乾

民部卿法印

五月三日

玄以 (花押)

瀧川周善軒

百々越前守殿

足立中務少輔殿

御宿所

294 治部卿長盛宛書状（折紙）「醍醐寺文書」九五函五

従^{（兼通）} 御門跡様為音信、見事之枇杷一折拝領、過分之至候、將亦先度 御越早々申上、御殘多令存候、可然様被仰上可給候、恐々謹言、

民部卿法印

五月七日

玄以（花押）

治部卿殿

○治部卿長盛は三寶院門跡の雜掌。

295 某宛書状『妙法院史料』184

昨日途中より申上候、清門様へ被仰出候処、一段迷惑なるとの御内証にて御座候、雖然当分被違気色候へハいか、^ニ候条、ともかくも拙子式へ被相任候旨候、其趣返事申上候、弥おちつきたる体にて御座候、然者御手前之事何とも不被仰出候、此方よりとかく不申御内証申上候、最前御相談候こと可申上候哉、但如此候上にてハ最前之御思案とハちかひ可申条一途今迄可分ハ御立退あるへき御分別候哉、左様段承且他にて下学可仕候、ともかくにも貴意尤儀拙子之事ハ此荒神也、

可申条可御心量、猶近々可成候、已上、恐々謹言、

五月八日

玄以（花押）

（切封ウハ書）

民

「」との

参る

」

296 天龍寺役者中宛書下（折紙）『天龍寺文書の研究』763

所々山林竹木不可伐採之旨、御法度之上、此嵐山へ人夫等入込、柴以下刈取者有之者、急度可成敗候、可被得^レ其意候也、

民部卿法印

五月十日

玄以（花押）

天龍寺

役者中

297 池裏・川端宛書下（折紙）『天龍寺文書の研究』764

広沢池為田地之用水之処、切堤落水儀曲事候、若猶隈堤を損さず者有之者、為在所中召捕可上候、可加成敗

候也、

五月十日
民部卿法印
玄以（花押）

池裏
川端

298 鳥居小路経孝宛書状『思文閣墨跡資料目録』19

猶々早々「」

御書殊兩種一樽拝領忝存候、大仏之儀付て、昨日罷下候、此地ニ御座候由承候間、今朝自是も以参而申上候、式部卿如被見及候、彼仏堂以下差図申付候半にて、不得隙候間、不能一二候、恐々謹言、

五月十九日
玄以（花押）

（切封ウハ書）

「（墨引）
民部卿法印
鳥居少路殿
玄以
」

○鳥居小路家は青蓮院門跡の坊官。

299 蜂屋大膳大夫宛書状案「岩倉共有文書」

大仏殿石切之手間料、其奉行衆へ手前被遣、追而御算用可申之旨、被仰出候処、貴殿御手前石切之分御出し有間敷由候て迷惑候由申候、手間・扶持共に被仰付尤候、左□被遣間敷様体候ハ、得御意随其可申候、恐々謹言、

五月廿六日
民部卿法印
玄以

蜂屋大膳大夫殿
人々御中

300 某宛書状写「秋田藩採集文書」十一

（前欠）異儀候、此方相応之儀可被仰越候、猶追而可申入候、恐々謹言、

六月三日
民部卿法印
玄以（花押）
（後欠）

301 民部卿宛書状（折紙）

『猪熊文書』 「武家文書其二」 12

永々其地御在滞御苦勞之至候、近々可被成還御之旨候
条、奉待迄^二候、仍一籠被懸御意候、爰元未及見申候間、
とりく賞翫忝存候、徒侍もそくさい、^{（息災）}御座候、万々
期御帰後節候由、御取成所仰候、恐々謹言、

六月六日

玄以（花押）

（切封ウハ書）

「（墨引）

民部卿殿へ

民部法印

玄以」

302 治部卿長盛宛書状（折紙） 「三寶院文書」 三十二

明日於東寺 ^{（意匠考）}大閤御所為御祈祷大法会被執行候之処、
院家・平民座席申事有之由候、如何儀候哉、院家之儀
者、諸門共以格別之様□菟角先年於院御所当門主御執
行候時、以旧記之旨既報恩院僧正別座之由候、今以不
可及異儀処、此刻何かと申事出来之儀、大閤様御祈禱
之刻無勿休候、急度可被仰付事專一候、恐々謹言、

民部卿法印

（天正二十年カ）
六月七日

玄以（花押）

三寶院殿

治部卿

○秀吉が大閤となつてから、玄以が徳善院になる前なので、天正二十年（文祿四年）朝鮮出兵に関する「御祈祷大法会」か。天正二十年に東寺で仁王経の祈禱が執行されている（『豊臣秀吉文書集』4201）。

○報恩院雅嚴は天正二十年五月に僧正になっている（醍醐寺文書2490）

○治部卿長盛は三寶院門跡の雜掌。

303 摂州豊田郡・豊嶋郡宛書下（折紙）

「北野社家日記」慶長四年七月六日条紙背

両郡大工之儀、急度相改帳面可上候、公儀御用^二候
間不可由断候、猶村井播磨守可申候也、
^{（長徳）}

六月九日

民部卿法印
玄以（花押）

摂州

豊田郡

てしま郡

304 山中長俊宛書状「山中文書」

但御朱印先御理候間、返遣候、職人かたへ八木御
わたし候以後、やかて可被下候、已上、

(書民秀頼)
御ひろひさま御くら道具職人方へ手間料之 御朱印請
取申候、則切手進之候、旁明日期面上候、恐々謹言、

六月十四日 玄以(花押)

(切封ウハ書)

「(墨引) 山中城州さま 返報 民法」

○秀頼の生誕後、玄以が徳善院になる前なので、文禄三年か文禄四年。

305 治部卿長盛宛書状(折紙)「醍醐寺文書」九五函七

為御音信林檎一折被懸御意候、過当至極候、尚追而可
申上候趣、御取成所仰候、恐々謹言、

六月十九日 民部卿法印
玄以(花押)

(長盛)
治部卿殿

○治部卿長盛は三宝院門跡の雜掌。

306 中大路甚介宛書下(折紙)「妙顕寺文書」六

小野村之内^二在之法花之石塔、妙顕寺へ遣候間、可被
相渡候也、

六月廿日 民部卿法印
玄以(花押)
中大路甚介殿
御宿所

307 一柳直盛宛書状(折紙)

「佛敎大学図書館所蔵北野宮寺大工職関係文書」
水屋とひの儀^二付て、大工之事承候、雖最前遣候、木
子新五郎申付候、可被仰付候、恐々謹言、

六月廿日 民部卿法印
玄以(花押)
(直盛)
一柳監物さま
御返報

308 北野役者中宛書状写『北野神社文書』184

急度申候、仍当郷之内^二諸穿人一切不可被抱置候、自
然号逃世者、姿を替、雖在之、至武士之果者、居住不^(通)

可相叶候、若被隠置、從此方於聞出者、当郷中可為御成敗候、為後日、不被相抱候趣、請状尤^二候、恐々謹言、

民部卿法印

六月廿六日

玄以(花押影)

北野

役者中

309 鳥居小路経孝宛書状「北白川宮家所蔵文書」

又六日^二

(正親町巻)

院御所様へ御参之由尤存候、毎事其節可得貴意候、御書拝見忝存候、如尊意、先度者御成早々還御御残多存候キ、随而侍従気色無異儀御座候条可御心安候、近日参上可申候、将亦鞍馬山木之儀、委細御使へ申入候条、可被申上候旨御取成所仰候、恐々謹言、

民部卿法印

七月二日

玄以(花押)

(経巻)
鳥居小路殿

○鳥居小路家は青蓮院門跡の坊官。「侍従」は玄以息の可能性高い。正親町院は文禄二年に死去するので、退位後の天正十五年から文禄元年まで。

310 松尾社家中宛書状(折紙)「松尾神社文書」一

其地築之儀、如前々可被申付候、若違乱族在之者、不寄何時此方へ可被申候、恐々謹言、

民部卿法印

七月廿七日

玄以(花押)

松尾社家中

311 北野惣中宛書状(折紙)『北野神社文書』221

洛中洛外竹木之儀、一切不可伐採之旨、度々雖申触候、猶以為不可有由断申候、当所普請・造作等^二用候共、此方検使を乞候て可被伐候、不然者、縦売不申候共、号知音之所望伐取事曲事候条、可被成其意候、如此重疊申触候上、自然於被相背者、急度可為成敗候、恐々謹言、

民部卿法印

七月廿八日

玄以(花押)

北野

惣中

312 稻荷社家中宛書下（折紙）「大西文書」

今度 大政所様為御立願当社へ御神納^二付、御修理等之儀、万事不可有由断、然者諸役人等無疎略之様可被申付候也、

民部卿法印

（天正十六年カ）
七月晦日

玄以（花押）

稻荷

社家中

○大政所が病を得た天正十六年の可能性が高い。

313 賀茂惣中宛書状（折紙）「賀茂別雷神社文書」 M 64

禁裏内侍所檜皮、自熊野遅々上着^二付、首尾無之候、然者当社にひ^ハた在之由候、有次第先借用候て御帰陣以前ふき立度候、不殘可借給候、自熊野京着次第儘可返申候、恐々謹言、

民部卿法印

（天正十八年カ）
八月七日

玄以（花押）

賀茂

惣中

○禁裏御所造営に関するものなので、天正十八年か。秀吉は関東

出陣中。

314 嵯峨釈迦堂本願宛書下（折紙）「清涼寺文書」 64

当寺境内庭之石、其外堂塔近辺之石、理不尽^二取に來者於在之者、支置、此方へ可被申越候、禁裏御庭つくり候間、檢使を遣、不入所之石ハ、此方へ可引取候之間、可被得其意候也、

民部卿法印

（天正十八年カ）
八月八日

玄以（花押）

嵯峨釈迦堂

本願

○常御所庭造営に関する記事が『御湯殿の上日記』天正十八年八月十六日条にあるのでそれに関するか。

315 南都良家中宛書状（折紙）「座田文書」 一

芳墨令拝閱候、仍御知行事心得存候、聊不可有由断候、猶追而可申述候、恐々謹言、

民部卿法印

八月九日

玄以（花押）

南都

良家中

御返報

御宿所

○常御所庭造宮に関する記事が『御湯殿の上日記』天正十八年八月十六日条にあるのでそれに関するか。

316 前田利家宛書状（折紙）

『古典籍下見展覧大入札会目録』平成3年度版

態申入候、（御案内也）学校之寺遊行上人へ被下候之間、慥成同宿

一人被仰付可被下候、引渡可申候、恐々謹言、

民部卿法印

八月九日

玄以（花押）

加賀中納言様

人々御中

317 賀茂神主宛書状（折紙）『早稲田大学所蔵文書』103

其方庭之植木共

禁中御庭へ可移候之間、成其意、誰々ほりニ来候共、

其理可被申候、恐々謹言、

民部卿法印

（天正十八年カ）
八月廿一日

玄以（花押）

賀茂

神主殿

318 賀茂惣中宛書下（切紙）「賀茂別雷神社文書」M76

当郷より竹千本（聚葉）しゆらく御城へ届候用ニ候、人足稲葉

（通也）兵庫方奉行申次第可出候也、

八月廿二日（黒印）

賀茂惣中

319 鳥居小路経孝宛書状写『華頂要略』七三

御書頂戴忝存候、鞍馬之具足事、被召寄候て御里坊ニ

被置、神事之時はかり被借遣之様ニ被仰付候、又杉屋

家之事、是より御返事可申候、最前御煩後無音背本意

存候、何も与風御成奉待候、恐々謹言、

八月廿五日 玄以（花押影）

民部卿法印

（経孝）
鳥居小路殿

玄以

○鳥居小路家は青蓮院門跡の坊官。

320 菊亭晴季等他三名宛書状「金光寺文書」

山本勝兵衛尉事、諸大夫(豊臣秀吉)可被成之旨、大閤様被仰出候、其旨可被伺叡慮候、恐々謹言、

八月廿五日
民部卿法印
玄以(花押)

菊亭殿(明老)

久我殿(教通)

勸修寺殿(晴忠)

中山殿(親徳)

御雜掌

○秀吉が太閤となつて以後、菊亭晴季が秀次事件に連座する文祿四年七月以前なので、天正二十年〜文祿三年。

321 上醍醐年預中宛書状(折紙)『醍醐寺文書』 3785

当寺五大堂事、先(藏七)親王様御建立之儀、不混自余候条、材木之事、各雖為私領、彼作事用所可被相望事簡要候、恐々謹言、

八月廿九日
民部卿法印
玄以(花押)

上醍醐

年預中

322 上賀茂惣中宛書下(切紙)「賀茂別雷神社文書」 M78

伏見二丸普請用候当郷人足百五十人明日夕三日之間可罷出候也、

九月二日(黒印)
上賀茂惣中

323 勸修寺門跡雜掌宛書状(折紙)「勸修寺文書」 六

(豊臣秀吉)先度者殿下為御迎御成過分思食候、就其可有下馬候處、馬之心不自由にて乗下不輒故、相似無礼候、為其御礼拙者可參申由、雖被仰出候、早御帰寺候条、御里迄參申置候、御草臥相止候時分、何も御見參にて可被仰入旨御意候、此方可被申上候、恐々謹言、

九月三日
民部卿法印
玄以(花押)

勸修寺御門跡(聖信)
御雜掌

○勸修寺門跡聖信は天正二十年三月に死去するので、秀吉が関白になる天正十三年から天正十九年。

324 治部卿長盛宛書状 (折紙)

〔東寺塔供養舞樂曼荼羅供自記裏文書〕

今日其許へ御成^ニ付て御礼被仰上候つる段尤存候、然
ハ御進上候柿一折即御城へ上申候、次拙者へ柿一折過
分^ニ存候由、御取成頼入候、恐々謹言、

民部卿法印

九月五日 玄以 (花押)

治部卿殿

○治部卿長盛は三寶院門跡の雜掌。

325 藤波慶忠宛書状 〔下郷伝平氏所藏文書〕

(切封ウハ書)

〔(墨引)

民部卿法印

祭主殿

玄以

御報

生狸被懸御意候、誠珍重此事候、仍御讓位御下行之事
心得申候、遂面談可申付候、毎事期其節存候、恐々謹
言、

九月十三日

玄以 (花押)

○「御讓位」とあることから天正十四年か。正親町天皇は天正十四年十一月讓位。

326 立入康善宛書下 (折紙) 『禁裏御倉職立入家文書』 9

四条中嶋敷地之事、其許媒介之趣令免許候、此旨名護
屋へ下知尤候也、

九月十三日 民部 (花押)

立入左京進殿

327 南禅寺惣中宛書状 (折紙) 『南禅寺文書』 313

先年被仰付候松苗、伏見^ニ植させらるへき旨候、此御
奉行衆へ有次第可被^{〔御渡〕}候、然者請取を被取置、追而
此方へ松之員数可有算用候、恐々謹言、

民部卿法印

九月廿六日 玄以 (花押)

南禅寺

惣中

328 大德寺侍者中宛書状 『大德寺文書』 2448

於当寺内、ふとさ第一之竹を被撰、百本為寺中ほられ、

伏見へ可有進上之旨、被仰出候、届候事ハ我等之奉行に申付候、ほり候事ハ当寺門前之者共ニ可被申付候、様子わろくほり候てハ不入物ニ候間、其段いかにも可被入念事肝要候、此方之人足入候て、ほら七候ハ、諸事寺中悪く仕候ハんと存、如此候、恐々謹言、

民部卿法印

九月廿七日 亥以(花押)

大徳寺

侍者中

329 大徳寺侍者中宛書状(折紙) 『大徳寺文書』 113

当地下着ニ付御使僧、殊十帖一卷被懸御意候、遠路畏悦至候、猶松田勝右衛門尉可申入候、恐々謹言、

民部卿法印

九月廿八日 亥以(花押)

大徳寺

侍者御中

330 三宝院雜掌治部卿長盛宛書状「義演准后日記」

文禄五年二月十六日(三月五日紙背)

就爰元罷越候御書忝存候、殊十帖并縮一端拝領過当至極存候、頓而可罷上候条万々其節可申述候旨可被申上候、恐々謹言、

九月廿八日 亥以(花押)

治部卿殿

(札紙ウハ書)

「(墨引)

治部卿殿

民部卿法印

「(亥以)

○治部卿長盛は三宝院門跡の雜掌。文禄四年以前。

331 雜齋宛書状(毛卜折紙)

『古典籍展観大入礼会目録』平成29年度

三井寺江被仰付候杉ほり候て置候由候間、早々人足被仰付、此地へ御届尤存候、恐々謹言、

民部卿法印

十月四日 亥以(花押)

雜齋

御宿所

○三井寺は文祿四年七月の秀次事件に関連して廢絶となつたので、
文祿三年以前。

332 西京惣中宛書下 (折紙) 『北野天満宮史料』 150

急度申遣候、仍当町中_ニ宿をかり居住候者、請人已_レ下
於不慥者ハ不可相叶候、并当座はたこをくひ行通候
者_ニ至てハ、雖為誰々、及是非間敷候、雖為昼半日程も、
足をため居候者_ニ付てハ、よく其仁躰を改、不慥者_ニ
宿をかすへからず候、如此之上、自然惡逆人に宿をか
し候者、其者之儀者不及申、当所町中可為御成敗候、能々
可入念事肝要候也、

十月十三日

民部卿法印

玄以 (花押)

西京

惣中

333 檜山孫九郎宛書状 (折紙) 「妙覚寺文書」

下鴨より竹可被寄之由、得其意候、急々_ニ重切_ニ伐進

度候、猶以曲作所望候、恐々謹言、

民部卿法印

十月廿一日

玄以 (花押)

檜山孫九郎殿

334 某宛書状 「尊經閣古文書纂編年雜纂」 526

「」無疎意「」通者河越淵庵之事候之間、委細可
有御演説候、旁自是可得御意候、恐々謹言、

民部卿法印

十月廿八日

玄以 (花押)

(後欠)

335 歡仲宛書状 (モト折紙) 「本法寺文書」一

如仰其後無音所存之外候、仍其御城御藏御用として自
大仏(漆喰)つくいの道具御取寄あるへき_ニ付て、鳥羽迄車(以
下欠)、

民部卿法印

十月廿九日

玄以 (花押)

(歡仲)
帥法印御房

貴報

336 松梅院宛書下書状『北野天満宮史料』 151

木数なん本と御わたし候へく候、已上、

御数奇屋路地ニうへさせられ候御用ニ候、何にてもと
きわ木の類、其元不入所ニてほらせ可給候、むさどほ
りやふり候ハぬ様ニ御見計候へく候、

十一 民法印

一日 玄以(花押)

松梅院

参

337 今小路宛書状『妙法院史料』 187

御書令拜見候、御里坊之家之儀、(電信)勸修寺殿へ可被遣之

旨尤候、屋敷共ニ可被遣との儀者不致分別候、家取壊

被遣候ハ、跡之地形之儀者此方へ可被返下候、此者可

被申達候、恐々謹言、

民部卿法印

十一月二日 玄以(花押)

十一月二日
(行惠)
今小路殿

○勸修寺門跡聖信は天正二十年三月に死去しているので、天正十二年〜十九年。

○今小路家は妙法院門跡の坊官。

338 園光宛書状『猪熊文書』「武家文書其二」 10

如 御書、先度者御成殊種々拜領忝存候、其後彼是取

紛従是不申上、背本意存候、兼亦 院御所之御近所(正親町院)

当御門跡様御里坊御屋敷之事被仰下候、心得存候、委

曲鳥井小路可被申上候旨、御取成所仰候、恐々謹言、(釋孝)

十一月六日 玄以(花押)
(天正十九年九)

〔(礼紙切封ウハ書)

民部卿法印

園光殿

玄以

○正親町院は天正十四年十一月七日に讓位し、文祿二年一月に死去しているので、天正十五年〜天正二十年。秀吉の京都改造に関するものと考えられるので、天正十九年か。

○青蓮院門跡に関するものか。

339 開善軒・足立助兵衛宛書状写「琳明寺文書」

嶋外記事、自其方、我等詞を副候てくれ候と申来候間、

其地ニ居住仕候様被懸御目候て可有候、委曲正印ニ申候、

恐々謹言、

民部卿法印
十一月廿五日
玄以（花押影）

開善軒
足立助兵衛殿
御宿所

340 服部正栄宛書状写「蠹簡集殘編」六

車之義承候、最前も如申入、増出長徳増右相談申候へハ、山城之御代官衆御人足にて米御城へ被詰候へとの儀候、拙者儀初山城之御代官衆御車にてハ不入申候条、可有其御心得候、惣村（別カ）いづれもはや御蔵之米被相詰候、貴公一人遅々と見へ申候、急度被仰付尤存候、恐々謹言、

民部卿法印
極月七日
玄以（花押影）

（正巻）服部土佐守殿
御返報

341 法花宗中宛書状（折紙）

「京都十六本山会合用書類」29

松崎良頭事、（頂）長妙寺門弟之処、門徒を替、他門隆本

寺住持候由候、往古今其例無之旨候、殊更先年諸事法度被相定由候、為宗中其沙汰被仕、有様之旨被申究候尤候、其上も若不相究候事候者、万様子承可其隨候、恐々謹言、

民部卿法印
十二月四日
玄以（花押）
法花宗中

342 松木宗房宛書状（折紙）「仁和寺史料」御経蔵151-3
仁和寺殿院家真乘院借錢事承候、如御存知天正十三年二公家徳政之御朱印出候て前後被成棄破候事、今更誰々借錢之儀申懸候哉、承引有間敷之旨、可被仰遣候、恐々謹言、

民部卿法印
十二月七日
玄以（花押）
（宗房）松木中納言殿
御雜掌

343 歛仲宛書狀（折紙）「岡本文書」二

猶以御手前ノを待申候間、早々被差上候、以上、
追而申入候、爰付事此方手前も小西方之分もはや御算
用状相調候、御手前分急御帳可有候、尚御使者へ申候、
恐々謹言、

民部卿法印

十二月十二日
亥以（花押）

帥法印御房

兼也
玉床下

344 嵯峨池浦百姓中・借主中等宛書下（折紙）

『鹿王院文書の研究』 874

鹿王院領年貢未進分^并祠堂借錢方無沙汰之由曲事候、
急度可相濟候、猶於難洩者催促可申付候、時分柄之義
候条、不可有由断候也、

民部法印

極月十四日
亥以（花押）

嵯峨

池裏

北山

百姓中

借主中

345 小西隆佐他五名宛書狀（折紙）「古文書纂」一

於下三柄、御局方御末衆知行分事、今日^ニ至て当免を
も不相究、取納をも不仕候由沙汰之限候、月迫まで当
納候、不遂勘定下代ハ不可有之候、自然不相届之儀候
ハ、各可為越度候、早々罷出様体可被申、於由断者
可為曲事候、恐々謹言、

民法

十二月十五日
亥以（花押）

小西
隆佐

豊後殿

粟津対馬殿

中沢対馬殿

兵庫殿

源兵衛殿

346 稲荷社家中宛書状(折紙) 「羽倉文書」

最前大仏廻に植させらるへき旨候て、所々へ被仰付候
松苗之儀、早経年たる事候間、定而被居置可為生長候、
来春時分を以植させらるへきにて候間、可有其心得候、
松員数之事ハ、先年折紙申候つる、不可有由断候、恐々
謹言、

極月十八日 民部卿法印
玄以(花押)

稲荷 社家中

347 下鴨社家中宛書状(折紙) 「名古屋博物館所蔵文書」

大仏廻に植させらるへき旨候て最前所々へ被仰付候松
苗之儀、早経年たる事候間、定而被居置可為生長候、
来春時分を以植させらるへきにて候条、可有其意得候、
松員数之事ハ、先年折紙に申候つる、不可有由断候、恐々
謹言、

極月十八日 民部卿法印
玄以(花押)

下鴨 社家中

348 北野惣中宛書状写 『北野神社文書』 185

大仏廻に植させらるへき旨候て最前被仰付候松苗之儀、
早経年たる事、定而被居置可為生長候、来春時分を以
植させらるへきにて候条、可被成其意候、松員数之事
ハ、先年折紙に申候つる、不可有由断候、恐々謹言、

極月十八日 民部卿法印
玄以(花押影)

北野 惣中

349 安威守佐宛書状(折紙) 「波多野幸彦氏所蔵文書」 四

上賀茂宝幢院分之儀付、落合かた迄御折紙之通令披見
候、爰元にて御知行被下候分者、不寄多少御書出悉我
等_二被仰出候条、其分_二申付候、彼御書出所持候事候、
何れも被遣御書出候分者申付事、去年於坂本爰元之儀
被仰付候砌、悉相定申候事候、定而其始末不可有御存

知候哉、何れ二三日中^ニ可罷下候間、旁以面可申候、恐々謹言、

民部卿法印

亥以(花押)

十二月廿日

安威五左衛門尉殿

人々御中

○安威守佐は天正十七年十一月には摂津守を名乗っている(『大徳寺文書』2554)ので、天正十六年以前。天正十三年検地に關するものか。

350 天龍寺役者中宛書下(折紙)「天龍寺文書の研究」 766

当寺領之内、樋爪・馬場村立田過分に在之段沙汰之限候、各彼郷へ被打越、早々刈取候様^ニ可被申付候、立毛在之所ハ寺領被召放、其上何れも可為曲事之旨候、上様明日淀迄被成御上候、然者在々へ御小人を見せ^ニ可被遣^ニ候、早々刈候様被申付尤候、不可有由断候也、

民部卿法印

亥以(花押)

十二月廿一日

天龍寺

役者中

○秀吉は天正十七年十二月二十日に大坂を出発して京都に向かっ

ている(『言経卿記』)ので、この年の可能性が高い。

351 施薬院全宗宛書状写「南部文書」七

常州水谷領内^ニ在之妙慶寺亮弁僧正灌頂執行之儀^ニ付而千妙寺^与申分依在之、御本寺青蓮院御門跡へ双方存分申上、不被糺是非之半、貴院以馳走、亮弁御朱印申請之由候、如何之儀候哉、定申分之儀貴院へハ不申候哉、彼寺僧めしよせられ被遂御糺明可被仰付之旨青蓮院殿御存分^ニ候間、為御意得申入候、恐々謹言、

民部卿法印

十二月廿六日

亥以判

葉院

352 中山親綱宛書状

『大阪古典会創立百周年記念古典籍善本展観図録』今朝申候御公家衆より^(密合)あいの事、明後日廿二日被仰出候へ共、明日可被聞召之旨候間、早々被仰遣、明日八午之刻^ニ聚楽へ各御出候様^ニかたく可被仰触候、此旨菊さま・勸さまへ可被仰候、かしく、

廿日

玄以 (花押)

〔切封ウハ書〕

「 (墨引) 中大納^(中山親繼)さま 民法 〆

人々御中 〆

○聚楽第が完成する天正十五年から秀次に関白を譲る同十九年まで。

353 い勘宛書状「法金剛院文書」三

(端裏ウハ書)

「 (墨引) い勘さま 民法」

法金剛院事、猶々御心ゑ申候、其外之事すミ申候て我々もまんそく候、かしく、

○「い勘」は稲葉勘右衛門重通か。

354 前田秀以宛書状 (折紙)「青蓮院文書」三

やくそくのいんらうつかハし候、すいふんうつくしきを念を入候、其方ニ御入候ハ、返々「いよ」手習無由断よし尤候、御所様へも心得申され候へく候、かしく、

〔切封ウハ書〕

「 (墨引き)

侍^(前田秀以)從殿 民法 〆

○前田玄以息、前田秀以は青蓮院に手習のため入寺している(「華頂要略」門主伝二十四)。

355 慶齋宛書状「青蓮院文書」三

昨日ハ御成忝存候、仍くらまの事、心得存候、上使可

差越候、又竹門^(良徳)さまの事、今朝松梅ニ申聞候、申様御

座候者則竹門さまへ可申上候、彼是鳥居小路^(経孝)可申候、

(端裏捻封ウハ書)

「 (墨引) 慶齋殿 民法」

〆

356 鳥居小路経孝宛書状礼紙「青蓮院文書」三

(礼紙ウハ書)

「 (墨引) 鳥小路殿 民部卿法印 玄以」

(経孝)

(紙背・後筆)

〔徳善院玄以書〕

357 鳥居小路経孝宛書状札紙〔青蓮院文書〕三

〔礼紙ウハ書〕

〔墨引〕

民部卿法印

鳥居小路殿

玄以

出典一覽

あ行

〔秋田藩採集文書〕（東京大学史料編纂所写真帳）

〔稻荷神社文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔猪熊文書〕（一）（松岡久人編、福武書店、一九八三）

〔岩倉共有文書〕

（安土城・織田信長関連文書調査報告14「岩倉共有文書目録」、二〇〇四）

〔大阪古典会創立百周年記念古典籍善本展観図録〕

〔大阪城天守閣博物館所蔵文書〕（東京大学史料編纂所写真帳）

〔大西文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔岡本文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

か行

〔加瀬藤圃氏所蔵文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔華頂要略〕（京都府立総合資料館写本）

〔賀茂別雷神社文書〕

（史料纂集古文書編二二、統群書類従完成会、一九八八）

〔賀茂別雷神社文書〕（東京大学史料編纂所ポーンデジタル）

〔勧修寺文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔義演准后日記〕（東京大学史料編纂所写真帳）

〔祇園社記雑纂〕第四（史料大成『八坂神社記録』四）

〔北白川宮家所蔵文書〕（東京大学史料編纂所台紙付写真）

〔北野社家日記〕（筑波大学附属図書館電子化資料所蔵）

〔北野神社文書〕

（史料纂集古文書編二八、統群書類従完成会、一九九七）

〔京都十六本山会合用書類〕（頂妙寺文書編纂会編『頂妙寺文書』

京都十六本山会合用書類、大塚工藝社、一九八七）

〔九条家文書〕（図書寮叢刊）

〔高台寺文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔広隆寺文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔古典籍下見展観大入札会目録〕（東京古典会）

平成3年度版、平成29年度版

〔古文書纂〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔駒井日記〕（藤田恒春校訂、文献出版、一九九二）

〔金光寺文書〕（『東浅井郡志』）

さ行

〔座田文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔三宝院文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔時慶卿記紙背文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

『思文閣墨跡資料目録』

〔下郷伝平氏所藏文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔青蓮院文書〕（東京大学史料編纂所所藏）

（東京大学史料編纂所写真帳）

〔神応寺文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔角坊文書〕（宮内庁書陵部蔵）

〔清凉寺文書〕（水野恭一郎・中井真孝編『京都浄土宗寺院文書』、

同朋舎出版、一九八〇）

〔泉涌寺文書〕

（赤松俊秀監修『泉涌寺史料編、法蔵館、一九九四）

〔尊経閣文庫古文書纂編年雜纂〕（東京大学史料編纂所写真帳）

た行

〔大覚寺文書〕上卷（大覚寺史料編纂室編、一九八〇）

〔大仙寺文書〕（岐阜県史）古代・中世）

〔醍醐寺文書〕（東京大学史料編纂所写真帳）

〔醍醐寺文書〕（大日本古文书）家わけ十九）

〔大徳寺文書〕（大日本古文书）家わけ十七）

〔高須元之祐旧藏文書〕（『西宮市史』第四卷資料編）

〔田島文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔立花家文書〕

（『福岡県史』近世史料編柳川藩初期（上）、一九八六）

〔伊達家文書〕（大日本古文书）家わけ三）

〔禁裏御倉職立入家文書〕（叢書京都の史料12、二〇一二）

〔天龍寺文書の研究〕（原田正俊編、思文閣出版、二〇一一）

〔東寺塔供養舞樂曼荼羅供自記裏文書〕

（東京大学史料編纂所影写本）

〔東寺文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔等持院文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔靈簡集殘編〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔曇華院文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

な行

〔中村林一氏所藏文書〕（東京大学史料編纂所写真帳）

〔中山家記〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔名古屋博物館所藏文書〕（東京大学史料編纂所写真帳）

〔南禅寺文書〕中卷（櫻井景雄・藤井學共編、一九七四）

〔南部文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔仁和寺史料〕（東京大学史料編纂所写真帳）

は行

〔羽倉文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔波多野幸彦氏所藏文書〕（東京大学史料編纂所写真帳）

〔東文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔佛教学図書館所藏北野宮寺大工職関係文書〕

（『佛教学歴史学部論集』創刊号、二〇一一）

〔法金剛院文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔本能寺史料〕（藤井学他三名編、思文閣出版、二〇〇六）

〔本法寺文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

ま行

〔益田孝氏所蔵文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔松尾神社文書〕（東京大学史料編纂所写真帳）

〔妙覚寺文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔妙顕寺文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔妙心寺文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔妙法院史料〕第五卷（妙法院研究会編、吉川弘文館、一九八〇）

〔妙蓮寺文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

や行

〔山中文書〕（東京大学史料編纂所影写本）

〔吉川文書〕（『新潟県史』史料編五）

ら行

〔琳明寺文書〕（滋賀県立図書館『滋賀県史採集文書』）

〔鹿王院文書の研究〕（原田正俊編、思文閣出版、二〇〇〇）

わ行

〔若宮成光氏所蔵文書〕（『岐阜県史』古代・中世）

〔早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書〕上巻

（早稲田大学図書館編、吉川弘文館、一九七八）